

令和2年8月24日

保護者様

京都市立嵯峨中学校
校長 小滝 俊則
(TEL 075-871-0533)

本校生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

また、日々、新型コロナウイルス感染拡大防止にお取り組みいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、2学期がスタートいたしましたが、新型コロナウイルスの感染対策が必要な状況が続いております。こうした中、本校では、2学期以降も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の徹底と生徒の学習保障の両立に取り組んで参りますが、本校生徒及び教職員（以下、「本校関係者」という。）に感染が確認されることも想定されます。

つきましては、本校関係者の感染が確認された場合の対応及び保護者の皆様への連絡方法などについては、下記のとおりといたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 本校関係者の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 基本的に、体調不良が見られた場合やPCR検査等を受検した場合は、自宅での休養をお願いしております。よって、感染判明の当日に登校・出勤していることはありません。
- (2) そのうえで、本校関係者の感染が確認された時点で、校内の消毒作業や濃厚接触者の調査等に伴い、当日又は翌日以降の教育活動を休止（臨時休業措置）する場合があります。また、調査の結果、濃厚接触者となる生徒及び教職員が確認された場合は、その人数や範囲等を踏まえ、教育活動を休止する期間や対象学年等を判断して参ります。
- (3) 上記(2)にかかる判断は、本市の保健関係部局や教育委員会からの指示に基づき行って参りますが、感染者が確認された時点で、必ず教育活動を休止するものではありません。
また、教育活動を休止する場合も、学校全体を対象とするか、特定の学年・学級に限定するなど、濃厚接触者となる生徒や教職員の人数や範囲等により変わってきます。
- (4) なお、感染者が確認された時点で、登校している生徒を安全かつ速やかに帰宅させる必要がある場合については、保護者の皆様に連絡のうえ、必要に応じて学校へのお迎えをお願いする場合がございます。

2 保護者の皆様へのご連絡方法

- (1) 本校関係者の感染が確認され、かつ、濃厚接触者に特定される可能性がある生徒及び教職員が生じた場合において、その事実及び当日又は翌日以降からの教育活動休止の要否、休止する場合の対象学年等や期間等をお知らせします。
- (2) お知らせする方法は、担任等からの電話連絡とともに、学校ホームページへの掲載等により行います。生徒の下校までに感染者の発生が判明した場合は、文書でのお知らせも行う予定です。
- (3) 調査の結果、本校関係者に濃厚接触者がいない場合や、教育活動への影響がない場合等においては、担任等からの電話連絡や文書の配布は行わず、学校ホームページへ必要な情報等を掲載することといたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) なお、上記(2)の場合において、担任等から電話連絡は、感染判明が下校終了後の時間帯になることも多く、濃厚接触者へ指定される可能性が高い生徒を優先させていただきますので、夜遅くになる場合や当日に行えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3 PCR検査等の受検及びその結果についての学校への連絡

お子様並びに同居のご家族がPCR検査等を受検されることとなった場合は、必ず、速やかに学校へご連絡をいただき、登校を控えていただくようご協力をお願いいたします。

また、検査結果が判明した場合も、速やかに学校へご連絡ください。

本校では、個人情報の取扱いや生徒への人権に十分に配慮して対応して参ります。